



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
9月8日
第138号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

| | |
|---|---|
| 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(都市計画課) | 1 |
| ※滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) | 1 |
| ※滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課) | 2 |

○ 告 示

| | |
|---|---|
| ※滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定の一部改正(都市計画課) | 3 |
| ※滋賀県屋外広告物条例施行規則別表第2第3項に基づく地域および場所の指定の廃止(都市計画課) | 3 |
| 令和2年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課) | 3 |
| 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) | 3 |
| 道路区域の変更(道路保全課) | 3 |
| 道路の供用開始(道路保全課) | 4 |

規 則

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第89号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例(令和2年滋賀県条例第27号)の施行期日は、令和2年10月1日とする。

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第90号

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年滋賀県規則第61号)の一部を次のように改正する。

付則第7項第2号中「100分の5」を「負傷もしくは死亡の原因である事故の発生の日または診断によつて疾病の発生が確定した日(以下「災害発生の日」という。)における法定利率」に改める。

付則第8項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

付則第14項第2号中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

付則第15項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に、「の同項」を「の前項」に改める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

2 障害補償年金前払一時金または遺族補償年金前払一時金の支給に伴う障害補償年金または遺族補償年金(令和2

年4月1日前に支給すべき事由が生じたものに限る。)の支給の停止については、新規則付則第7項、第8項、第14項および第15項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第91号

滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県屋外広告物条例施行規則(昭和49年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3項各号を次のように改める。

(1) 自家用広告物

| 種類 | 規格等 | 備考 |
|--------|--|----|
| 全ての広告物 | 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。 | |
| 屋上広告物 | 1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であつて、かつ、3メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。 | |
| 壁面広告物 | 1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 | |
| 突出広告物 | 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。 | |
| 野立広告物 | 高さは、地上から10メートル以下であること。 | |

(2) 道標、案内図板の類

| 項目 | 規格等 | 備考 |
|-----------|--|---|
| 面積 | 5平方メートル以下であること。 | 10以上の者が共同で表示し、または設置する場合にあつては、30平方メートル以下とする。 |
| 高さ | 4.5メートル以下であること。 | 脚の部分を除く。 |
| 広告物相互間の距離 | 同一の表示者が表示し、または設置するものにあつては、500メートル以上間隔を置くこと。 | |
| 設置場所 | 一の国道と他の国道との平面交会する地点から30メートル以内の区間に係る区域には、設置を認めない。 | |

付則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第345号

昭和60年滋賀県告示第389号(滋賀県屋外広告物条例第5条および第6条の規定に基づく地域または場所の指定)の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1項第1号イを削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第2項第2号ア中「および県道大津能登川長浜線沿道景観形成地区」を削り、同項第3号ア(ウ)から(イ)までを削り、同号イ(エ)中「から(イ)まで」を削る。

滋賀県告示第346号

平成21年滋賀県告示第226号(滋賀県屋外広告物条例施行規則別表第2第3項に基づく地域および場所の指定)は、令和2年9月30日限り廃止する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第347号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和2年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集期間 令和3年3・4月等採用自衛官候補生(男子・女子) 令和2年9月14日(月)から令和2年10月21日(水)まで
- 2 試験期日 令和2年10月31日(土)
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第348号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年9月8日から令和2年9月23日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------|--------|-------------------------|---------|------------------------------|-------|------------------------|
| | | 区間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 県道 | 小島野洲線 | 野洲市三上字西ノ川原1969番4地先から | 変更後 | 最小 12.0m } 最大 23.4m | 74.6m | 工事用う回路に伴う道路区域の変更 |
| | | 野洲市三上字三大神1837番地先まで | 変更前 | 最小 12.0m } 最大 15.4m | 74.6m | |
| | 多賀永源寺線 | 犬上郡多賀町大字霜ヶ原字向田538番1地先から | 変更後 | 最小 8.7m } 最大 16.7m | 67.4m | 道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更 |
| | | 犬上郡多賀町大字霜ヶ原字向田518番1地先まで | 変更前 | 最小 7.7m } 最大 8.9m | 67.4m | |

滋賀県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年9月8日から令和2年9月23日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の年月日 | 備考 |
|--------|--|----------|----------|
| 小島野洲線 | 野洲市三上字西ノ川原1969番4地先から 野洲市三上字三大神1837番地先まで | 令和2.9.8 | L=74.6m |
| 国道303号 | 長浜市木之本町音羽字黒瀬334番4地先から 長浜市木之本町音羽字黒瀬288番2地先まで | 令和2.9.8 | L=120.0m |